

器物破損の処理について

東脊振中学校

生徒の器物破損に係る事後の取扱いについて、統一の処理を行うため、必要事項を以下のとおり定める。

- 1 職員は、原因者に確認を行い、別紙「器物破損届」により破損の状況を速やかに教頭及び事務職員に報告すること。
- 2 器物破損に係る賠償等については破損時の状況により、校長・教頭・担任等・生徒指導主事・事務職員の協議によるものとし、最終的に校長が決定する。
- 3 生徒が学校器物を破損した時は、原状復帰に係る費用を以下のように負担させるものとする。
 - ① 故意又は過失により破損した場合、全額負担。
但し、過失により破損した場合は、30,000円を目安に状況に応じ前項により負担額を決定する。
 - ② 賠償保険等に参加の場合は、前号但し書きの規定にかかわらず全額負担とする。
- 4 原因者が複数の場合、過失割合に応じて負担させる。
- 5 担任等は、保護者と十分に連絡をとること。

器物破損届

1 年 組 名前

2 日時 令和 年 月 日 時

3 品目及び数量(金額)

4 理由

5 処置

6 反省

7 担任等の指導

印 又	校長	教頭	担任	生徒指導	事務職員
は サ					
イン					
所見					

負担区分	
学校	原因者

上記のように破損しましたので、連絡いたします。

保護者確認欄

令和 年 月 日

氏名(自署)